

先生各位

診療報酬算定方法の一部改正および検査実施料変更 に関するご案内

謹啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。また、平素はひとかたならぬお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、このたび下記のとおり、保医発1210第1号にて診療報酬の算定方法が一部改正され、それに伴い検査実施料も変更になりますのでご案内申し上げます。

今後とも変わらぬご愛顧のほど、よろしくお願い申し上げます。

謹白

記

● 診療報酬算定方法の一部改正

《適用日》 令和3年12月31日より適用

改正後	改正前
<p>D012 感染症免疫学的検査 (1)～(21) (略) (22) <u>SARS-CoV-2 (新型コロナウイルスをいう。以下同じ。)抗原検出 (定性・定量)</u> ア <u>SARS-CoV-2 抗原検出 (定性)</u>は、当該検査キットが薬事承認された～略～COVID-19の診断を目的として行った場合に限り、マイコプラズマ抗原定性 (免疫クロマト法)の所定点数2回分を合算した点数を準用して算定する。～略～なお、本検査が必要と判断した医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。 <u>なお、SARS-CoV-2 抗原検出 (定性)を実施した場合、SARS-CoV-2 抗原検出 (定量)については、別に算定できない。</u> イ <u>SARS-CoV-2 抗原検出 (定量)</u>は、当該検査キットが薬事承認された際の検体採取方法で採取された検体を用いて、<u>SARS-CoV-2 抗原の検出 (COVID-19の診断又は診断の補助)を目的として薬事承認又は認証を得ているものにより、COVID-19の患者であることが疑われる者に対しCOVID-19の診断を目的として化学発光酵素免疫測定法 (定量)又は電気化学発光免疫測定法 (定量)によるSARS-CoV-2 抗原検出 (定量)を行った場合に限り、HIV-1抗体 (ウエスタンブロット法)の所定点数2回分を合算した点数を準用して算定する。ただし、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするための積極的疫学調査を目的として実施した場合は算定できない。</u> <u>COVID-19の患者であることが疑われる者に対し、診断を目的として本検査を実施し</u></p>	<p>D012 感染症免疫学的検査 (1)～(21) (略) (22) SARS-CoV-2 (新型コロナウイルスをいう。以下同じ。)抗原検出は、当該検査キットが薬事承認された～略～COVID-19の診断を目的として行った場合に限り、マイコプラズマ抗原定性 (免疫クロマト法)の所定点数4回分を合算した点数を準用して算定する。～略～なお、本検査が必要と判断した医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。 上記に加え、COVID-19の治療を目的として入院している者に対し、退院可能かどうかの判断を目的として化学発光酵素免疫測定法 (定量)又は電気化学発光免疫測定法 (定量)によるSARS-CoV-2 抗原検出を実施した場合は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて (一部改正)」(令和3年2月25日健感発0225第1号)の「第1退院に関する基準」に基づいて実施した場合に限り、1回の検査につき上記のように合算した点数を算定する。なお、検査を実施した日時及びその結果を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</p>

改正後	改正前
<p>た場合は、診断の確定までの間に、上記のように合算した点数を1回に限り算定する。</p> <p><u>ただし、発症後、本検査の結果が陰性であったものの、COVID-19以外の診断がつかない場合は、上記のように合算した点数をさらに1回に限り算定できる。なお、本検査が必要と判断した医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</u></p> <p><u>上記に加え、COVID-19の治療を目的として入院している者に対し、退院可能かどうかの判断を目的として本検査を実施した場合は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）」（令和3年2月25日健感発0225第1号）の「第1退院に関する基準」に基づいて実施した場合に限り、1回の検査につき上記のように合算した点数を算定する。なお、検査を実施した日時及びその結果を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</u></p> <p><u>なお、SARS-CoV-2抗原検出（定量）を実施した場合、SARS-CoV-2抗原検出（定性）については、別に算定できない。</u></p> <p>(23)～(49) (略)</p> <p>(50) SARS-CoV-2・インフルエンザウイルス抗原同時検出（定性）は、当該検査キット～略～、COVID-19の患者であることが疑われる者に対しCOVID-19の診断を目的として行った場合に限り、<u>単純ヘルペスウイルス抗原定性（角膜）の所定点数2回分を合算した点数を準用して算定する。～略～</u></p> <p><u>なお、SARS-CoV-2・インフルエンザウイルス抗原同時検出（定性）を実施した場合、インフルエンザウイルス抗原定性、SARS-CoV-2抗原検出（定性）及びSARS-CoV-2抗原検出（定量）については、別に算定できない。</u></p> <p>(51) (略)</p> <p>D013～D022 (略)</p> <p>D023 微生物核酸同定・定量検査</p> <p>(1)～(16) (略)</p> <p>(17) SARS-CoV-2核酸検出は、国立感染症研究所が作成した～略～、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託して実施した場合は、SARS コロナウイルス核酸検出の所定点数3回分を合算した点数を準用して算定し、それ以外の場合は、<u>HCV核酸検出の所定点数2回分を合算した点数を準用して算定する。</u></p> <p>(18)～(27) (略)</p> <p>(28) COVID-19の患者であることが疑われる者に対し、SARS-CoV-2及びインフルエンザウイルスの核酸検出を目的として～略～、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託して実施した場合は、SARS コロナウイルス核酸検出の所定点数3回分を合算した点数を準用して算定し、それ以外の場合は、<u>HCV核酸検出の所定点数2回分を合算した点数を準用して算定する。</u></p>	<p>(23)～(49) (略)</p> <p>(50) SARS-CoV-2・インフルエンザウイルス抗原同時検出は、当該検査キット～略～、COVID-19の患者であることが疑われる者に対しCOVID-19の診断を目的として行った場合に限り、マイコプラズマ抗原定性（免疫クロマト法）の所定点数4回分を合算した点数を準用して算定する。～略～</p> <p>なお、SARS-CoV-2・インフルエンザウイルス抗原同時検出を実施した場合、インフルエンザウイルス抗原定性、SARS-CoV-2抗原検出については、別に算定できない。</p> <p>(51) (略)</p> <p>D013～D022 (略)</p> <p>D023 微生物核酸同定・定量検査</p> <p>(1)～(16) (略)</p> <p>(17) SARS-CoV-2核酸検出は、国立感染症研究所が作成した～略～、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託して実施した場合は、SARS コロナウイルス核酸検出の所定点数4回分を合算した点数を準用して算定し、それ以外の場合は、同点数3回分を合算した点数を準用して算定する。</p> <p>(18)～(27) (略)</p> <p>(28) COVID-19の患者であることが疑われる者に対し、SARS-CoV-2及びインフルエンザウイルスの核酸検出を目的として～略～、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託して実施した場合は、SARS コロナウイルス核酸検出の所定点数4回分を合算した点数を準用して算定し、それ以外の場合は、同点数3回分を合算した点数を準用して算定する。</p>

●検査実施料の変更：弊社受託項目

《変更日》 令和3年12月31日（月）受付分より

《変更内容》

総合 検査案内	検査 コード	検査項目名称	変更内容	変更後	変更前	
P.127	7235	新型コロナウイルス核酸検出 【RT-PCR法 (リアルタイム PCR法)】	唾液	実施料	1350点	1800点
	6419		鼻咽頭ぬぐい液			
	8125		鼻腔ぬぐい液			
	8158	新型コロナウイルス核酸検出 【TMA法】	鼻腔ぬぐい液			
	8151	唾液				

※ その他の検査内容に変更はございません。

《変更理由》 診療報酬算定方法の一部改正に伴う変更